

那珂川町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準(案)

1 新制度における確認制度について

新制度では、市町村は「施設型給付（認定こども園・幼稚園・保育所）」や「地域型保育給付（家庭的保育・小規模保育・事業所内保育・居宅訪問型保育）」の対象となることを希望する教育・保育施設や事業者について、施設・事業者の申請に基づき、各施設・事業の類型に従い、認定区分ごとの利用定員を定め、給付の対象となることを「確認」し、給付費を支払うことになります。

【各施設・事業において設定可能な利用定員と認定区分との関係】

			満3歳以上児		満3歳未満児
			①1号認定	②2号認定	③3号認定
特定教育・保育施設	認定こども園	幼保連携型	○	○	○
		幼稚園型	○	○	
		保育所型	○	○	
		地方裁量型	○	○	
	幼稚園	○	特例給付による利用形態あり	—	
保育所	特例給付による利用形態あり	○ ②③いずれかのみを設定可			
特定地域型保育事業	家庭的保育	特例給付による利用形態あり	特例給付による利用形態あり	○	
	小規模保育			○	
	事業所内保育			○(従業員枠・地域枠)	
	居宅訪問型保育			○	

※上記表中、各施設・事業において設定可能な利用定員がある場合は「○」、ない場合は「—」

2 「確認」を受ける施設・事業者の要件

- ①児童福祉法等に基づく認可基準等を満たし「認可」を受けること。
- ②市町村が条例で定める運営に関する基準（特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準）を満たすこと。

3 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準について

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営基準については、国が定める「従うべき基準」「参酌すべき基準」に基づき、各市町村が条例で定めることとなります。

従うべき基準	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特定教育・保育施設・特定地域型保育事業に係る利用定員 ・ 施設や事業の運営に関する事項であって、児童の適切な処遇の確保、秘密の保持、児童の健全な発達に密接に関連するもの
参酌すべき基準	上記以外の事項

保育の必要性の認定に関する基準について

<確認基準>

概要

- 保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組み

<認定区分>

- 1号認定：教育標準時間認定
- 2号認定：満3歳以上・保育認定
- 3号認定：満3歳未満・保育認定

- 保育の必要性の認定に当たっては国が政令で基準（支給認定基準）を設定

- ①事由（保護者の就労、疾病等）
- ②区分（保育標準時間、保育短時間の2区分）

保育の必要性の認定 「事由」について

現行の「保育に欠ける」事由

以下のいずれかの事由に該当、かつ同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること

- ① 昼間労働することを常態としていること（就労）
- ② 妊娠中であるか又は出産後間がないこと（妊娠、出産）
- ③ 疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい有していること（保護者の疾病、障がい）
- ④ 同居の親族を常時介護していること（同居親族の介護）
- ⑤ 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること（災害復旧）
- ⑥ 前各号に類する状態にあること（その他）

新制度の「保育の必要性」の事由

以下のいずれかの事由に該当すること
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能

- ①就労
 - ・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的に全ての就労に対応
 - ・居宅内労働（自営業、在宅勤務等）を含む
- ②妊娠・出産
- ③保護者の疾病、障がい
- ④同居又は長期入院等している親族の介護・看護
- ⑤ 災害復旧
- ⑥ 求職活動（企業準備を含む）
- ⑦就学
- ⑧虐待やDVのおそれがあること
- ⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること
- ⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合

保育の必要性の認定 「区分」について

保育の提供に当たって、子どもに対する保育が細切れにならないようにする観点や、施設・事業者において職員配置上の対応を円滑に出来るようにする観点などから、

- 主にフルタイムの就労を想定した「保育標準時間」
 - 主にパートタイムの就労を想定した「保育短時間」
- の2区分を設定。

この2区分のもと、必要性の認定を受けた上で、それぞれの家庭の就労実態等に応じて、その範囲の中で利用することが可能な最大限の枠として保育必要量を設定

